

令和 8 年 第 2 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 8 年 6 月 5 日 (金)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 8 年 6 月 5 日 (金) 1 0 時 0 0 分
散 会	令和 8 年 6 月 5 日 (金) 1 1 時 2 0 分
出席議員	議長 石 丸 時次郎 1 番 平 田 英 司 2 番 原 田 邦 男 3 番 池 松 和 彦 4 番 原 口 博 文 5 番 原 田 宏 6 番 木 村 和 彦 7 番 石 橋 里 美 8 番 柳 雅 明 9 番 山 本 一 洋 1 0 番 奥 村 忠 義 1 1 番 山 本 久 矢 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 寺 原 裕 明
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 岩 下 定 徳 教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 村 山 弥 生 企 画 課 長 谷 口 謙 司 大 刀 洗 畠 中 康 江 財 政 課 長 宮 崎 宣 匡 DX 推 進 課 長 塩 田 秀 樹 税 務 課 長 吉 浦 高 幸 出 納 室 長 橋 本 照 美 住 民 課 長 八 尋 福 由 人 権 ・ 同 和 尾 籠 浩 一 郎 健 康 課 長 尾 畑 正 行 環 境 防 災 課 長 行 武 一 洋 建 設 課 長 岡 部 裕 行 都 市 計 画 課 長 田 中 達 也 農 林 商 工 課 長 小 川 光 代 上 下 水 道 課 長 徳 永 正 弘 福 祉 課 長 稲 葉 佳 奈 こ ど も 課 長 橋 本 寿 江 教 育 課 長 橋 本 豊 生 涯 学 習 課 長 小 川 真 一
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局 議会事務局 坂 田 康 仁 ヶ 野 明 子

会 議 録

令和8年第2回定例会

[開会日]

令和8年6月5日（金）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	おはようございます。 6月定例会開会にあたりまして、ここにご出席の皆さんとご一緒に町民憲章の朗読を行いたいと思います。 ご起立をお願いいたします。 私が一つと申し上げますので、その後に本文の朗読のご唱和をよろしく願いいたします。 町民憲章 一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。 一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。 一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。 一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。 一つ、私たちは、こどもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。 一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。 ご協力ありがとうございました。 ご着席ください。
議 長	おはようございます。 開会に先立ち、お知らせをいたします。 現在、夏の軽装期間中ですので、上着は脱いでいただいても結構です。 よろしくお願いします。 それでは、本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。 ただいまから、令和8年第2回筑前町議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、13番 寺原裕明議員及び1番 平田英司議員を指名します。
日程第2	
議 長	日程第2「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日6月5日から12日までの8日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、本定例会の会期は、本日から12日までの8日間と決定しました。
日程第3	
議 長	日程第3「諸般の報告」を行います。 初めに、総務建設常任委員会の活動報告を求めます。 総務建設常任委員会委員長
総務建設常任 委員長	おはようございます。 総務建設常任委員会委員長の柳です。 令和8年度総務建設常任委員会の活動計画について発表いたします。 近年、日本国内で地震が頻発しております。東日本の震災から始まり、熊本地震、能登の地震、そして各地で起こっています震度3程度の地震など、地震列島と言わ

	れるゆえんであります。 当町も、記憶にありますのは、3月の春分の日に発生いたしました西方沖地震で、今も記憶に残っております。 熊本地震の後に熊本県益城町の知り合いのところに行ったとき、驚いたことは、家に赤い紙が貼ってあることでした。それは家の倒壊危険がある印のレッドカードでした。家の人は入室できないようになっていました。被災された方は方々で、外の車の中や体育館など、避難されて生活されていまして。その後、丘の上に立つ無数の仮設住宅、広さおよそ2DKぐらいでしょうか、新しい自宅が再建されるまでの間は、長く仮設住宅などで生活されておりました。 ただ、倒壊しなかった家のほとんどが新築の民家でございまして、現行の建築基準法上の耐震基準に適合した建物で、外見上は損壊しているようには見えませんでした。そういう思いがありまして、本町が管理しております町営住宅の中に、耐用年数が経過して老朽化しているものがあり、入居者が安心してお住みになっているか、調査する必要があると思いました。町が管理している以上、入居者の生命や財産に対し、町は責任を持つ必要があるのではないかと思います。 この命題を本年度の主要課題といたしまして、さらにできれば町有地の調査や昨年度から県に申請しておりました多面的機能に関する長寿命化の申請も再度実施できればと考えております。 以上で本年度、総務建設常任委員会の活動計画の発表を終わります。 以上です。
議 長	報告が終わりました。 続きまして、文教厚生常任委員会の活動報告を求めます。 文教厚生常任委員会委員長
文教厚生常任委員長	おはようございます。 ただいまより、文教厚生常任委員会の活動報告を行います。 昨年12月議会以降の文教厚生常任委員会の活動報告を行います。 1月11日は消防の出初式、二十歳のつどいに参加しました。自分たちの町は自分たちが守る消防団、節目の年に希望を持って、これからの未来を切り開く若者たちの姿に感激しました。 1月20日は、かがやき学級の町政報告会に多くの議員が参加しました。 2月1日は、年1回の議会報告会を行いました。今回はグループ別の時間を多く取り、皆さんの貴重な意見を聞くことができました。 2月7日は、ボランティアの集いに参加しました。 2月9日は、三輪地区での議会報告会を行いました。夜須地区同様に、様々な意見、要望を聞くことができました。 3月、4月は年度末、年度初めということもあり、おのおの関係地区の行事に参加しました。 4月28日の文教厚生常任委員会を開催し、残された9か月の在任期間の計画を話し合いました。 今後、6月24日木曜日に三輪中学校、7月2日に夜須中学校の学校訪問を行います。今回は教育委員会との合同訪問ではなく、文教厚生常任委員会での単独訪問です。ふだんの子どものたちの学生生活を見て、今後の教育行政に生かしていきたいと思えます。 県外研修はまだ正式には決まっていますが、大分県玖珠町を予定しています。教育関係の視察になる予定です。 残された在任期間はあと7か月となりました。最後まで文教厚生常任委員会とし

	て力を尽くしてまいります。 以上で報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。 続きまして、議会広報特別委員会の活動報告を求めます。 議会広報特別委員会委員長
議会広報特別 委員長	おはようございます。 議会広報特別委員会委員長の池松です。 活動報告を行います。 広報委員会では6人のメンバーで年に4回、議会広報紙「うぐいす」を発行しています。 「うぐいす」79号では、筑前町産の新米と非常用防災リュックの配布に伴い、三輪カントリーでお手伝いをさせていただきました筑前町ボランティア部の中学生4名の方を表紙とし、新年の挨拶や各常任委員会の視察等の活動報告を掲載しました。 80号では、町の認知症カフェの一環として、令和3年から活動されている、ぴーすふるカフェの皆さんを表紙とし、2月に行われた第11回議会報告会の様子を掲載しました。 議会報告会では、意見交換において様々な意見をいただくことができ、広報委員会としても、今後の広報紙づくりに生かしていく所存です。 今後も地域の出来事や議会での活動をより分かりやすく伝え、手に取って読んでもらえる広報紙づくりに取り組んでまいります。 これで議会広報特別委員会の報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 田頭町長
町 長	おはようございます。 本日は、令和8年第2回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。 さて、6月5日、本日でございますけれども、本日における町の主要な話題を2点申し上げたいと思います。 一つは、国勢調査において、本町筑前町の人口増加率が県内トップとなったことであります。2025年10月1日現在の国勢調査の速報値によりますと、本町の人口は前回調査と比べて1,251人増加し、増加率は4.23%となり、福岡県内で最も高い結果となりました。全国の9割以上の自治体の人口が減少する中での増加であり、住民の皆様と議会の皆様と共に進めてまいりました、本町が目指すとかいなかのまちづくりの成果の一つであると受け止めております。 定住増は、町の経済活性化や文化の振興、町財政の税収、地方交付税、上下水道の収支にも好影響が働きます。今後も人口問題を念頭に置きながら施策を推進してまいる所存です。 もう一つは、物価高騰と燃料関連をはじめとする資材不足及び価格上昇の問題であります。国際情勢の厳しさは依然として続いており、こうしたグローバルな問題が、本町にも様々な影響を及ぼしております。 私は今週の日曜日に、国会議員の方々と共に、町内の鉄鋼関連業者の工場を訪問し、エネルギー問題等の影響について実情を伺いました。ナフサ不足により、塗料の調達が困難となり、今後の事業の展開が見通せないという深刻な状況に加え、事業継続や従業員の賃金確保についても大きな不安を抱えておられ、今回のような経

	営危機は初めてであると切実な声を伺ったところでもあります。 また、本町は麦秋を終え、田植えの準備期に入ろうとしております。米価の下落が懸念される中、農家の方々からは、農機具の燃料費や肥料等の高騰について、これ以上は耐えられないとの声も多く聞かれております。 町といたしましては、町の補正予算等の動向を注意しつつ、本町として可能な対策を講じてまいりたいと考えております。 それでは、本定例会に提案いたします議案等 15 件の提案理由の説明を申し上げます。 報告第 3 号、令和 7 年度筑前町一般会計予算の繰越明許費の繰越につきましては、14 件の繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定により報告するものです。 報告第 4 号、令和 7 年度筑前町下水道事業会計における三輪中央浄化センター施設更新工事につきましては、令和 8 年度に繰り越しましたので、地方公営企業法の規定により報告するものです。 承認第 2 号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、四三嶋工業団地発生土処分工事を施工するにあたり、工事内容の変更に伴う工事請負契約の変更をする必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものです。 承認第 3 号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、原則として令和 8 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、筑前町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものです。 承認第 4 号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものです。 承認第 5 号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、学習用タブレット端末等を取得するにあたり、議会の議決を求める必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものです。 議案第 33 号、財産の取得につきましては、筑前町消防団第 1 分団消防ポンプ自動車を取得するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、町議会の議決を求めるものです。 議案第 34 号、筑前町書面掲示規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律等が施行されたことにより、書面掲示規制の見直しに伴う関係条例を整備する必要があるため、町議会の議決を求めるものです。 議案第 35 号、筑前町の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の制定につきましては、選挙人の利便性の向上、正確な投票及び選挙事務の効率化を図ることを目的とし、本町の議会の議員及び長の選挙について、電磁的記録式投票機を用いた投票を行うにあたり、当該条例を制定する必要があるため、町議会の議決を求めるものです。 議案第 36 号、筑前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉施設や家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を一部改正する内閣府令が改正されたこと及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置
--	---

	に関する法律が令和8年12月25日に施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要があるため、町議会の議決を求めるものです。 議案第37号、筑前町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律が令和8年12月25日に施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要があるため、町議会の議決を求めるものです。 議案第38号、筑前町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現在の気象等の表記と一部異なる箇所があり、当該条例の一部を改正する必要があるため、町議会の議決を求めるものです。 議案第39号、筑前町立大刀洗平和記念館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、当施設の入館料について、将来にわたり持続可能な施設運営を行うために当該条例の一部を改正する必要があるため、町議会の議決を求めるものです。 議案第40号、令和8年度筑前町一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正額1億5,217万8,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ170億9,029万円とするものです。 増額補正する主なものは、小学校トイレ洋式化改修工事費増額のための「小学校施設整備事業7,660万円」、施設内のLED照明器具改修のための「ファーマーズマーケット施設管理事業1,650万円」、来年1月の町議会議員一般選挙で電子投票を実施するための「町議会議員一般選挙執行事務1,355万円」などです。 議案第41号、令和8年度筑前町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、起債の限度額を1,070万円増額し、1億8,100万円とするものです。 以上が、本日提案します議案等の提案理由です。 慎重にご審議いただきまして、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。 なお、今会期中に追加議案の上程を予定しておりますので、このことにつきましてもよろしくお願いいたします。 以上、開会にあたりましての挨拶と議案等の提案理由の説明とさせていただきます。 よろしくお願いします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	日程第5 報告第3号「令和7年度筑前町一般会計予算の繰越明許費の繰越について」を議題とします。 報告を求めます。 財政課長
財政課長	おはようございます。 よろしくお願いいたします。 議案書の3ページをお願いいたします。 報告第3号「令和7年度筑前町一般会計予算の繰越明許費の繰越について」 令和7年度筑前町一般会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙繰越明許費繰越計算書のとおりに報告する。 本日付、町長名でございます。 次のページをお願いいたします。 この繰越計算書につきましては、令和7年度一般会計補正予算（第8号）及び（第9号）において繰越明許費とした事業について、計算書のとおりに、令和8年度に繰越しを行ったものでございます。

	2 款総務費、コスモスプラザ自動制御盤内機器等改修事業、翌年度繰越額 1,650 万円。甘鉄安全輸送設備等整備事業負担金 781 万 8,000 円。物価高騰対策地域振興券発行事業 1 億 8,620 万 8,640 円。旧氏対応業務 511 万 3,000 円。 3 款民生費、物価高対応子育て応援手当支給事業 700 万 7,300 円。 5 款農林水産業費、農業共同利用施設機能強化促進事業 2,873 万 8,000 円。食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業 2 億 6,666 万 6,000 円。ため池劣化状況評価事業 400 万円。 7 款土木費、橋梁長寿命化事業 1,200 万円。道路新設改良事業 5,680 万円。 9 款教育費、小学校体育館空調設備設置事業（三並・三輪）2 億 9,839 万 4,000 円。中学校体育館空調設備設置事業（夜須）2 億 1,549 万 2,000 円。めくばーる学習館油圧エレベーター改修事業 1,650 万円。三輪小学校グラウンド照明 LED 改修事業 3,630 万円。 合計 11 億 5,753 万 6,940 円の繰越額です。 財源の内訳は、未収入特定財源が国県支出金 6 億 2,847 万 4,870 円、地方債 2 億 7,990 万円、その他 2 億 214 万 2,000 円、一般財源 4,702 万 700 円です。 以上で説明を終わります。
議 長	報告が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 （質疑なし）
議 長	質疑ないようです。 これで本件の報告を終わります。
日程第 6	
議 長	日程第 6 報告第 4 号「令和 7 年度筑前町下水道事業会計予算の繰越について」を議題とします。 報告を求めます。 上下水道課長
上下水道課長	議案書の 5 ページをご覧ください。 報告第 4 号「令和 7 年度筑前町下水道事業会計予算の繰越について」 令和 7 年度筑前町下水道事業会計予算について、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、別紙繰越計算書のとおり報告する。 本日付提出、町長名でございます。 6 ページをご覧ください。 事業名は、三輪中央浄化センター施設更新工事（機械設備）です。 予算計上額は、3,909 万 2,000 円です。 支払義務発生額は 0 で、翌年度繰越額は 3,909 万 2,000 円です。 財源内訳は、国県支出金 2,000 万円、地方債 1,710 万円、当年度損益勘定留保資金 199 万 2,000 円です。 説明欄です。 令和 7 年度から令和 9 年度の 3 年間で実施予定の更新工事である。工事出来高により、令和 7 年度中に支払義務が発生しなかったため、全額を令和 8 年度に繰り越すものである。 以上で説明を終わります。
議 長	報告が終わりました。

	これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これで本件の報告を終わります。
日程第7	
議 長	日程第7 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（四三嶋工業団地残土処分工事請負変更契約の締結）」を議題とします。 説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	議案書7ページです。 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 本日付提出、町長名です。 提案理由は町長説明のとおりです。 次のページです。 令和8年専決第3号専決処分書。令和7年第69号議案をもって議決された工事請負契約の一部を変更することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。 令和8年3月18日付、町長名。 1 工 事 名 四三嶋工業団地発生土処分工事。 2 請負契約額 変更前7,480万円（内消費税額680万円） 変更後8,180万9,200円 （内消費税額743万7,200円） 変更の概要につきましては、参考に記載のとおりです。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 河内議員
河内議員	7,480万円から8,180万円に増えた理由は何でしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えします。 参考の4、変更の概要をご覧ください。 請負契約が増額となった理由は、土砂等の運搬先を変更したことによるものです。 当初は発生土1万4,500立方メートルの全量を3.0キロメートル以下の施設へ運搬する予定としておりましたが、工事途中に受入れが困難となったため、残り6,700立方メートルについては、7.5キロメートル以下の別施設へ運搬したことにより、運搬経費が増加したものです。
議 長	ほかに質疑ありませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 まず、原案反対者の発言を許します。

	討論ありませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（四三嶋工業団地残土処分工事請負変更契約の締結）」を採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第2号は承認することに決定しました。
日程第8	
議 長	日程第8 承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。 説明を求めます。 税務課長
税務課長	議案書の9ページです。 承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほどの町長説明のとおりです。 次のページ、10ページをお願いします。 令和8年専決第4号専決処分書です。 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。 令和8年3月31日付、町長名です。 次の11ページから51ページまでが新旧対照表となっております。 改正内容につきましては、新旧対照表の左側、改正案に沿って説明をいたします。 なお、今回の条例改正は全て国の税制改正や上位法の改正に伴うものとなっております。 それでは、新旧対照表の主要部分を説明いたします。 議案書11ページをお願いします。 第18条の3、次の第19条につきましては、軽自動車税の環境性能割が廃止となるため、環境性能割に関する規定の削除や現行の種別割を軽自動車税に改めるなど所要の改正を行うものです。 次のページ、12ページをお開きください。下のほうです。 第34条の7につきましては、ふるさと納税の個人住民税特例控除額の上限等を設ける改正です。 続いて15ページです。 第36条の3の3につきましては、15ページから17ページにかけてになりますが、公的年金受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲見直し等に伴う改正です。 17ページです。 第63条につきましては、固定資産税の免税点引上げに伴う改正です。 次のページ、18ページをお願いします。 18ページの第80条から24ページの第91条までは、軽自動車の環境性能割廃止に伴い、環境性能割に関する規定の削除や現行の種別割を軽自動車税に改めるなど、所要の改正を行うものです。

	24ページです。下のほうになります。 附則第6条につきましては、24ページから25ページにかけてになりますが、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制の制度の一部を恒久化する改正等です。 26ページです。 附則第7条の3につきましては、住宅借入金特別控除、いわゆる住宅ローン減税の5年延長に伴う改正です。 次の27ページをお願いします。 附則第8条については、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、適用期限を3年延長する改正に伴うものです。 次のページ、28ページをお願いします。 附則第10条の2につきましては、項ずれの対応が主なものですが、次のページ、29ページをお願いします。一番下です。第26項につきましては、バリアフリー改修を行った劇場や音楽堂等の特別特定建築物に係る固定資産税の減額割合を定めるものです。 次に、33ページです。 附則第10条の5につきましては、34ページ、35ページにかけてになりますが、能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についての規定を整備するものです。 続きまして、37ページです。 附則第16条から39ページの附則第16条の2までは、軽自動車税の環境性能割廃止に伴う所要の改正を行うものです。 41ページです。 附則第17条の2につきましては、41ページから43ページにかけてになりますが、優良住宅地造成等のために土地を譲渡した場合の特例の期限を3年間延長する改正等を行うものです。 最後に、この条例の附則について説明をいたします。48ページです。 附則第1条は施行期日を定めるもので、この条例は令和8年4月1日から施行するとしております。また、第1号から第4号の各号において、施行期日が異なる規定につきましては、それぞれの施行期日を定めております。 なお、附則第1条第1項第4号に記載しております、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の法律番号が黒丸となっておりますが、現状では国の法律番号が定まっていないため、決定を待ち、決定次第、追記をさせていただきますこととなります。 49ページから50ページにかけましての附則第2条、第3条、第4条につきましては、各税目ごとに経過措置等を設けるものです。 50ページの附則第5条につきましては、平成26年に改正した筑前町税条例及び筑前町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の附則第6条における軽自動車税の種別割を軽自動車税に改める改正等を行うものです。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いします。
議 長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑ありませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。

	これから討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 討論ありませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について）」を採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第3号は承認することに決定しました。
日程第9	
議 長	日程第9 承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	議案書52ページをお願いします。 承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 本日付提出、町長名です。 提案理由は、町長の説明のとおりです。 次のページ53ページをお願いします。 専決処分書です。令和8年専決第5号、3月31日に専決処分したものです。 54ページをお願いいたします。このページから55ページまでが新旧対照表となっております。 54ページの第3条では、基礎課税額分の課税限度額を現行66万円から67万円へ改正し、改正なしの後期高齢者支援分、介護分及び子ども・子育て支援分と合わせて全体で賦課限度額が112万円から113万円となります。 これは、医療費の増が続く中で、高所得者にも応分の負担を求め、負担感が重い中間所得層に配慮するための改正となっております。 また、軽減を受けている世帯の範囲が相対的に縮小しないよう、第22条第1項第2号において、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の基準額を30万5,000円から31万円へ改正し、同じく第3号において、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の基準額を56万円から57万円へ改正するものです。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いします。
議 長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑ありませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	子育て支援分は国の税金から支払うべきであり、医療費に上乗せするものではな

	いと考えます。 よって、反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 ありませんか。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。 これから、承認第４号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」を採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、承認第４号は承認することに決定しました。
日程第１０	
議 長	日程第１０ 承認第５号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（学習用タブレット端末等の購入）」を議題とします。 説明を求めます。 教育課長
教育課長	議案書５６ページをご覧ください。 承認第５号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものです。 本日付提出、町長名です。 提案理由は町長説明のとおりです。 次の５７ページをお願いします。 専決処分書です。令和８年専決第６号５月８日に専決処分したものです。 １ 取得する財産 学習用タブレット端末等３,２６０台 ２ 契約の方法 随意契約 ３ 取得価額 １億６,８００万４,１００円 ４ 契約の相手方 福岡県福岡市中央区大名二丁目９番２７号 株式会社内田洋行 九州支店 支店長 坂口秀雄です。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑ありませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 討論ありませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第５号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（学習用タブレット端末等の購入）」を採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手を願います。

	(賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第５号は承認することに決定しました。
日程第１１～ 日程第１９	
議 長	日程第１１から日程第１９までを、会議規則第３５条の規定により一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第１１ 議案第３３号から日程第１９ 議案第４１号までは議案の説明のみを行いたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の５８ページをお願いいたします。 議案第３３号「財産の取得について」 次のとおり財産を取得するため、議決を求める。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由は、町長説明のとおりです。 １ 取得の財産 消防ポンプ自動車ＣＤ－Ｉ型１台 ２ 契約の方法 指名競争入札（結果は別表のとおり） ３ 取得価格 ２,９７６万１,５０９円（内消費税額２７０万５,５９１円） ４ 契約の相手方 福岡県久留米市梅満町１３６番地の５ 株式会社倉重ポンプ商会 代表取締役 倉重功 議案書の５９ページをお願いします。 財産の取得にあたっては、指名競争入札を行っています。入札結果につきましては、株式会社倉重ポンプ商会が第１回目の入札で落札し、落札率は９４．５５％でございます。 財産の名称及び数量は参考に記載のとおりです。 納入場所は筑前町篠隈３７３番地、納入期限は令和９年３月１９日です。 以上、説明を終わります。
議 長	総務課長
総務課長	議案書６０ページをお願いします。 議案第３４号「筑前町書面掲示規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。 提案理由は町長説明のとおりです。 次のページをお願いします。 ６１ページから６２ページが新旧対照表となっております。 第１条は、筑前町公告式条例の一部改正についてです。条文中第２条第２項において、条例の公布は筑前町のホームページに設置した掲示場に掲示することとし、通信障害等の事由があるときは、従来どおり役場に設置している掲示板に掲示することを規定しています。

	次に第2条は、第1条の改正に伴い改正が必要となる筑前町都市公園条例の一部改正についてです。条文中第9条第1項第1号において、改正を行う筑前町公告式条例において、新たに規定した第2条第2項を追記し、第2号において掲示を公示へ表現を改めます。 次のページをお願いします。 附則として、本条例は公布の日から施行するものです。 よろしくお願いいたします。 続きまして、次のページ、63ページをお願いいたします。 議案第35号「筑前町の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の制定について」です。 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。 提案理由は町長説明のとおりです。 条文は次の64ページから65ページに記載しており、新規条例の制定となります。 第1条は、本条例が電磁的記録式投票機を用いて行う投票について定めるものであることを規定しています。 第2条は、筑前町の議会の議員及び長の選挙における投票においては、点字投票、不在者投票及び投票の拒否の場合を除き、電磁的記録式投票機を用いることを規定しています。 第3条は、電磁的記録式投票機における表示の方法を規定しており、各号に掲げるいずれかの方法で行うこととなります。 第1号は、画面に全ての候補者の氏名等を同時に表示させる方法。 第2号は、画面に表示された五十音の中から、選択した音から始まる候補者の氏名等を同時に表示させる方法。 第3号は、ペンを用いて画面等に記入した内容を投票機に認識させ、その内容に近似する文字列に近似する氏名の候補者の氏名等を同時に表示させる方法。 第4号は、候補者の氏名等を操作により1名ずつ順次表示させる方法。 第5号は、複数の候補者の氏名等を操作により順次表示させる方法となります。 また、第2項において、視覚障害、その他必要と認める場合において、音声による候補者等の氏名を表示する方法を規定し、第3項においては、第1項及び第2項の表示順については、公職選挙法に定める順序と同様とすることを規定しています。 第4条は、委任の規定となります。 なお、附則において、この条例は公布の日から施行し、この条例の施行の日以後、その期日を告示される筑前町の議会の議員及び長の選挙から適用することとし、本条例の制定をもって筑前町記号式投票に関する条例は廃止することとなります。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議 長	こども課長
こども課長	議案書の66ページをお願いします。 議案第36号「筑前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由については、町長説明のとおりです。 次のページ、新旧対照表で説明します。

	条例第1条中第13条、児童対象性暴力等の防止は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律が令和8年12月25日から施行されることに伴い、家庭的保育事業者等従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を義務づける規定を追加するものです。 第29条、次のページの第31条、次のページの第44条、次のページの第47条は、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型、事業所内保育事業所、小規模型事業所内保育事業所において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職を一定条件の下、1人に限り保育士とみなすことができる規定を追加するものです。 続いて、条例第2条中附則第2は、次のページ、3歳児の職員配置基準に係る経過措置の終期を令和10年3月31日と明示するものです。 附則第3は、4歳児以上の職員配置基準について、経過措置期間を引き続き当分の間とするものです。 附則として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第1条中第13条の規定は、学校設置者等及び民間教育保育事業者における児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行の日（令和8年12月25日）から施行するものです。 続けて次のページをお願いします。 議案第37号「筑前町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由については、町長説明のとおりです。 次のページをお願いします。 新旧対照表にて説明します。 第13条の2、児童対象性暴力等の防止は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律が令和8年12月25日から施行されることに伴い、乳児等通園支援従事者に係る犯罪事実確認、その他の必要な措置を義務づける規定を追加するものです。 附則として、この条例は、学校設置者等及び民間教育保育事業者における児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行の日（令和8年12月25日）から施行するものです。 以上で説明を終わります。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	議案書の74ページをお願いします。 議案第38号「筑前町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長説明のとおりですので省略いたします。 次の75ページをお願いします。 新旧対照表となっております。 この改正につきましては、火入れの中止要件について所要の整備と安全対策の強化を図るため、一部を改正するものです。 改正内容につきましては、本条例第14条において、火入れ行為の中止要件としている異常乾燥注意報を、現在の気象名称であります乾燥注意報へ変更するものです。

	また、近年の大規模な林野火災の発生状況に鑑み、令和8年1月に施行された甘木・朝倉広域市町村圏事務組合火災予防条例第29条に基づき、林野火災に関する注意報を追記するものです。 附則として、この条例は公布の日から施行としております。 以上で説明を終わります。 よろしくをお願いします。
議 長	大刀洗平和記念館長
大刀洗平和記念館長	議案書の76ページをお願いいたします。 議案第39号「筑前町立大刀洗平和記念館条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほどの町長説明のとおりです。 77ページをお願いいたします。 新旧対照表にて説明をいたします。 改正案をご覧ください。 別表（第6条関係）、入館料のうち、個人の大学生以上の大人を700円、同じく高校生を600円、同じく小中学生を500円に、15人以上の団体において、1人につき大学生以上の大人を600円、同じく高校生を500円、小中学生を400円に改正するものです。 附則として、この条例は令和9年4月1日から施行する。 以上で説明を終わります。 よろしくをお願いいたします。
議 長	財政課長
財政課長	議案書78ページをお願いします。 議案第40号「令和8年度筑前町一般会計補正予算（第1号）について」 令和8年度筑前町一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の令和8年度一般会計補正予算（第1号）をお願いします。 2ページをお願いします。 令和8年度筑前町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,217万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170億9,029万円とするものです。 第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。 5ページをお願いします。 第2表、地方債の補正でございます。公共施設長寿命化事業費は、限度額を1億3,610万円に増額。ため池河川等浚渫・自然災害防止事業費は、限度額を4億2,250万円に増額。学校施設改修事業費は、限度額を2億450万円に増額するものでございます。 それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。 10ページをお願いします。 2款1項11目男女共同参画推進費、補正額13万円は、リブラ指導員費用弁償でございます。 13目行政情報処理費は、感染症予防事業費等補助金内示による財源振替でございます。

	18目地方創生費、補正額288万4,000円は、10節需用費は、県産ブランドを提供するための材料費230万9,000円。 18節負担金補助及び交付金は、小中学校児童生徒数の増に伴う学校給食費物価高騰対策支援金57万5,000円です。給食材料費には、県産ブランド活用食育推進事業補助金を、学校給食費物価高騰対策支援金には、給食費負担軽減交付金を充当いたします。 2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額14万9,000円は、過年度中長期在留者住居地届出等事務委託費補助金返還金でございます。 2款4項5目町長及び町議会議員選挙費、補正額1,355万円2,000円は、12節委託料、令和9年1月執行予定の町議会議員選挙における電子投票システム導入に伴う経費として、投票所入場券変更委託料95万1,000円、当日投票システム導入委託料153万5,000円、電子投票システム導入支援委託料1,106万6,000円です。 3款2項4目子ども医療対策費、補正額322万3,000円は、12節委託料、資格確認のオンライン化のための医療費助成システム改修委託料322万3,000円です。地域診療情報連携推進費補助金161万1,000円を充当いたします。 5款1項3目農業振興費、補正額3,354万7,000円は、14節工事請負費は、ファーマーズマーケットみなみの里照明器具LED交換工事1,650万円です。公共施設等適正管理推進事業債1,480万円を充当いたします。 18節負担金補助及び交付金は、地域農業構造転換支援事業補助金270万3,000円です。 次のページをお願いします。 活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金477万2,000円。強い農業構造確立推進事業補助金、957万2,000円です。 5款1項4目畜産費、補正額159万円は、18節負担金補助及び交付金、畜産振興総合対策事業補助金159万円です。 3目農業振興費及び4目畜産費いずれの補助金についても、県補助事業内定に伴い、それぞれの県補助金を充当いたします。 6目農業土木費、補正額1,153万6,000円は、12節委託料、藤ノ木下池下流側排水路改修に伴う排水路改修実施設計委託料1,153万6,000円です。緊急自然災害防止対策事業債1,150万円を充当いたします。 9款1項2目事務局費、補正額8,256万7,000円は、7節報償費、8節旅費、10節需用費合わせて101万6,000円は、校務DX推進のための生成AIを活用した取り組みを進めるための経費でございます。生成AIパイロット校事業委託金100万円を充当いたします。 12節委託料495万円は、職員室改修設計委託料です。公共施設等適正管理推進事業債440万円を充当いたします。 14節工事請負費7,660万1,000円は、労務単価、施工内容の変更等によるトイレ洋式化改修工事費でございます。トイレ洋式化改修工事については、体育館内のトイレに関しては交付金の申請を取り下げ、単独事業として実施することとし、より交付税措置率の高い緊急防災・減災事業債を4,620万円充当いたします。これに伴い、学校施設環境改善交付金1,138万8,000円、学校教育施設等整備事業債1,800万円が減額となります。 また、校舎内のトイレに関しては、補助対象外経費、いわゆる継ぎ足し単独分の地方債を活用することとし、学校教育施設等整備事業債を6,460万円充当いたします。財源調整として、公共施設等整備基金繰入金を481万1,000円減額して
--	---

	おります。 9款8項3目図書館費は、当初予算計上の電子図書館導入経費に対する地域未来交付金交付決定による財源振替でございます。 9款9項1目文化財保護総務費、補正額300万円は、18節負担金補助及び交付金、指定重要文化財保護に係る緊急自動車対策道路整備事業補助金300万円でございます。 次に、歳入でございます。 8ページをお願いします。 歳出で説明した重複する内容については省略いたします。 20款2項1目基金繰入金1,298万2,000円のうち、1節財政調整基金繰入金1,774万3,000円は、今回の補正予算に伴う財源調整によるものでございます。 以上、説明を終わります。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	議案書の79ページをご覧ください。 議案第41号「令和8年度筑前町下水道事業会計補正予算（第1号）について」令和8年度筑前町下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名です。 補正予算書にて内容の説明を行います。 3ページをご覧ください。 令和8年度筑前町下水道事業会計補正予算（第1号）。 第1条、令和8年度筑前町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億3,968万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,868万7,000円、当年度分損益勘定留保資金2億7,100万2,000円で補てんするものとする。 収入です。 1款1項企業債を1,070万円増額、同款3項補助金を1,070万円減額し、収入総額6億6,938万5,000円とするもので、総額の変更はありません。 支出については変更ありません。 次のページ4ページをご覧ください。 第3条、予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。 こちらにつきましては、企業債の限度額を当初予算額より1,070万円増額し、総額を1億8,100万円に補正しております。 事項別明細書にて補正の内容について説明いたします。 14ページをご覧ください。 1款1項1目建設改良企業債ですが、三輪中央浄化センター更新工事、農業集落排水の流域公共下水道への編入に係る設計等業務、ストックマネジメント計画変更業務に係る補助事業の交付金の減額内示により、代替の財源として、企業債を1,070万円増額補正するものでございます。 同款3項1目国庫補助金ですが、先ほどご説明した事業に係る交付金要望額に対し約9割の減額内示であったことにより、1,070万円減額補正するものです。 以上で説明を終わります。
議 長	議案の説明が終わりました。

日程第 2 0	
議 長	日程第 2 0 請願第 1 号「「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書」につきましては、議会提出議案書等 3 ページの請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告をします。
散 会	
議 長	以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれにて散会します。 お疲れさまでした。 (1 1 : 2 0)